

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

国民健康保険被保険者のうち、未就学児に係る均等割額について、その5割を減額するための改正を行うものです。

改正条例の施行日は、令和4年4月1日です。

2 改正理由

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和3年6月4日に可決成立し、6月11日に公布されました。

これに伴い、国民健康保険税について、未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が、令和4年4月1日から導入されるため、本条例に改正の必要が生じたものです。

3 改正の内容

- ・未就学児に係る均等割額について、その5割を減額します。
- ・現行制度において、7割・5割・2割の軽減措置を受ける低所得世帯の未就学児については、当該軽減措置後の額から更に5割を減額します。

【未就学児1人あたりの均等割額】(年額)

世帯所得による軽減	均等割額 (軽減適用後)	未就学児に係 る5割減額後	軽減割合の合計
軽減無しの世帯	39,000円	19,500円	5割軽減
7割軽減の世帯	11,700円	5,850円	8.5割軽減
5割軽減の世帯	19,500円	9,750円	7.5割軽減
2割軽減の世帯	31,200円	15,600円	6割軽減

4 改正による影響(見込)

【未就学児の人数及び軽減額】(令和3年9月1日時点の加入状況等)

世帯所得による軽減	世帯数	人数	未就学児1人あ たりの軽減額	軽減額
軽減無しの世帯	203世帯	268人	19,500円	5,226,000円
7割軽減の世帯	103世帯	126人	5,850円	737,100円
5割軽減の世帯	69世帯	90人	9,750円	877,500円
2割軽減の世帯	37世帯	52人	15,600円	811,200円
合計	412世帯	536人	—	7,651,800円

※公費の負担割合は、国1/2 県1/4 市1/4。(市負担分1,912,950円)